

桜田・五十嵐税理士法人は、国内税務、国際税務、連結納税、組織再編税制、SPC業務等の幅広い範囲で、知力をクライアントへの付加価値に替えるべく品質の高いアドバイスを行えるように、日々取り組んでいます。

なお、このニュースレターは概略的な内容を紹介する目的で作成しているため、全ての個別具体的なケースに該当するものとは限りません。個別案件についてのご相談、お問い合わせにつきましては、電話またはメールにて弊社にお問い合わせください。

## 平成 23 年度税制改正案

平成 22 年 12 月 16 日に、政府税制調査会により取りまとめられた「平成 23 年度税制改正大綱」が閣議決定され、来年度の税制改正の概要が公表されました。本ニュースレターでは、その主な項目についてご紹介します。

桜田・五十嵐税理士法人  
〒150-6018  
渋谷区恵比寿 4-20-3  
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18F  
電話 03-5789-5870(代表)  
inquiry@skrdp.com

## 1. 法人税関連

### (1) 法人税率

平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される法人税の税率が以下の通りとなります。

	現 行		改 正 案	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
普通法人	30%	-	25.5%	-
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年 10 億円超)		26%		22%

(注)「現行」欄のカッコ内は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に、「改正案」欄のカッコ内は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する事業年度について適用されます。なお、中小法人等の平成 23 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置により現行の税率が適用されます。

なお、法人税率の引下げにともなって住民税法人税割も引下げられることとなりますので、資本金 1 億円超の東京都所在法人の場合には、法人実効税率が 40.69%から 35.64%へと、5.05% (法人税分 4.18%、住民税分 0.87%) 引下げられることとなります。

### (2) 欠損金の繰越控除

青色欠損金の繰越控除制度及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得金額の 80%相当額とされ、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額が、その繰越控除をする連結事業年度の繰越控除前の連結所得金額の 80%相当額とされます。(中小法人等については、現行通り控除限度額に制限はありません。)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が現行の 7 年から 9 年に延長されます。これに伴い、(イ)欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とする、(ロ)欠損金額に係る更正の期間制限を 9 年に延長、(ハ)欠損金額に係る更正

の請求期間を9年とする措置が講じられます。

上記(イ)及び(ロ)の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用され、(ハ)の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

### (3) 減価償却

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の2.0倍(現行2.5倍)に縮小され、改定償却率及び保証率についても所要の整備が行われます。

なお、定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始し、同日以後に終了する事業年度において取得した減価償却資産や、現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産については、経過措置が講じられます。

### (4) 貸倒引当金

貸倒引当金制度の適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されます。なお、これらの法人以外の法人については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は3/4、平成24年度は2/4、平成25年度は1/4の引当てを認める等の経過措置が講じられます。

### (5) グループ法人税制

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととされます。

この改正は、平成23年4月1日以後に行う評価換え等について適用されます。

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とするほか、連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備が行われます。

適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配が除外されます。

この改正は、平成23年4月1日以後に行われる適格現物分配について適用されません。

100%グループ内の複数の資本金5億円以上の法人に発行済株式の全部を保有されている法人については、下記の中小企業の特例は適用しないこととされます。

イ 軽減税率

ロ 特定同族会社の特別税率の不適用

ハ 貸倒引当金の法定繰入率

- ニ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- ホ 欠損金の繰戻し還付
- ヘ 中小法人における現行の欠損金等の繰越控除限度額及び貸倒引当金制度の存置

(6) 寄附金

一般の寄附金の損金算入制度について、損金算入限度額が現行の 1/2 相当額に引き下げられます。

(7) 雇用促進税制

公共の職業安定所に雇用促進計画の届出を行った法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、前事業年度に比して、10%以上かつ 5 人以上(中小企業者等は 2 人以上)雇用保険一般被保険者の数を増加させた場合、一定の要件の下、法人税額の 10%(中小企業者等は 20%)を限度として、増加した雇用保険一般被保険者数に 20 万円を乗じた金額を税額控除できる措置が新設されました。

(8) 棚卸資産

棚卸資産の評価について、切放し低価法が廃止されます。なお、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度においては、同日以後最初に開始する事業年度の前事業年度末の評価額をもって取得価額とする経過措置が講じられます。

(9) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の廃止

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例は、適用期限(平成 23 年 3 月 31 日)の到来をもって廃止されます。

(10) 中間申告

法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の 6/12 を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととされます。

## 2. 国際課税

(1) 外国税額控除

外国税額控除の対象から除外される高率な外国租税の水準が現行の 50% 超から 35% 超に引下げられます。

控除限度額の計算の基礎となる国外所得から除外される非課税国外所得が現行の

2/3 から全額とされます。ただし、経過措置として、2 年間は非課税国外所得の 5/6 が除外されます。

控除限度額の計算の基礎となる国外所得の 90% 制限に係る特例が廃止されます。

## (2) 移転価格税制

平成 23 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税について、移転価格税制に用いられる独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正されます。

国外関連取引の価格等が、独立企業間価格幅いわゆるレンジの中にある場合には、移転価格課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることが運用において明確にされます。

シークレットコンパブル(類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報)が適用される場合の具体例が運用において一層明確にされます。

## (3) タックスヘイブン税制

株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことが明確にされます。

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されます。

日本の税法基準によって特定外国子会社等の合算対象とされる金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定の適用がないことが明確にされます。

外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされます。

資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合 10% 未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされます。

資産性所得に係る費用の計算について、次の措置が講じられます。

イ 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法が見直されます。

ロ 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時(現行:償還の直前)の総資産の帳簿価額を用いることとされます。

- ハ 株式等及び債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法(移動平均法等により計算)が明確にされます。
- ニ 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準又は現地税法基準のいずれかにより計算することが明確にされます。
- ホ 資産性所得合算課税制度における次の現行の適用除外基準について、それぞれ次の明確化が行われます。
  - (イ) 資産性所得割合基準(当期純利益に占める資産性所得の合計額の割合が5%以下であること):「当期純利益」には外国源泉税の額は含まれないことの明確化
  - (ロ) 収入金額基準(資産性所得の合計額に係る収入金額が1,000万円以下であること):「収入金額」の定義の明確化(償還差益に係る収入金額とは、償還金額ではなく償還差益であること等)

### 3. 消費税関連

#### (1) 免税事業者の要件の見直し

個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととされます。

なお、この適用に当たっては、事業者は、その課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとされます。

個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高  
法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高

法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(当該前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)

この改正は、その年又はその事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用されます。

#### (2) 仕入税額控除制度の95%ルールの見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとされます。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

#### (3) 「仕入税額控除に関する明細書」の還付申告書への添付義務付け

消費税の還付申告書(仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限ります。)を提出する事業者に対し任意の提出とされていた「仕入税額控除に関する明細書」について、還付申告書への添付を義務付けた上、その記載事項の見直しが行われます。この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に提出する還付申告書について適用されます。

#### 4. 所得税関連

##### (1) 給与所得控除

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限が設けられます。

役員給与等に係る給与所得控除については、給与収入が 2,000 万円を超えると、控除額が 245 万円から徐々に縮小されます。この場合の役員等とは法人税法上の役員だけでなく、国会議員及び地方議員、一定の国家公務員や地方公務員が含まれます。この改正は、平成 24 年分以後の所得税及び平成 25 年度分以後の個人住民税について適用されます。

##### (2) 退職所得課税

役員等としての勤続年数が 5 年以下の役員等の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置が廃止されます。

この改正は、平成 24 年分以後の所得税について適用され、個人住民税は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除が廃止されます。

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

##### (3) 成年扶養控除

23 歳～69 歳の扶養親族に係る成年扶養控除については、障害者等や 65 歳以上の高齢者、学生、合計所得金額 400 万円以下の扶養者は引き続き扶養控除の対象とされますが、それ以外の場合には、扶養親族 1 人につき 38 万円(住民税については 33 万円)の成年扶養控除が廃止されます。

この改正は、平成 24 年分以後の所得税及び平成 25 年度分以後の個人住民税について適用されます。

##### (4) 金融証券税制

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10% 軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の適用期限が 2 年延長(平成 25 年 12 月 31 日まで)されます。

(5) 寄附金に係る税額控除制度

個人が、各年において支出した認定 NPO 法人に対する寄附金(総所得金額等の 40%相当額を限度)で、その寄附金の額が 2,000 円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の 40%相当額(所得税額の 25%相当額を限度)がその年分の所得税額から控除されます。

この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

5. 資産税関連

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

基礎控除額が、3,000 万円 + 法定相続人数 × 600 万円(現行 5,000 万円 + 法定相続人数 × 1,000 万円)とされます。また税率については、最高税率が 50%から 55%に引き上げられ、5,000 万円超 1 億円以下(30%)までの税率は変わりませんが、2 億円以下の金額 40%、3 億円以下 45%、6 億円以下 50%、6 億円超 55%と改正されます。

(2) 死亡保険金の非課税限度額

死亡保険金の非課税限度額について、500 万円に人数を乗じる法定相続人を「未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた相続人」に限ることとされます。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

控除額の計算上、6 万円が 10 万円に引き上げられます。

(1) ~ (3)の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(4) 贈与税の見直し

贈与税の最高税率が 50%から 55%に引き上げられますが、生前贈与による子や孫への財産移転を促進するため、20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率が一般の贈与税率と区別され、緩和されます。

相続時精算課税について、現行では推定相続人のみとされている受贈者の範囲に 20 歳以上の孫が加えられ、贈与者の年齢要件が 65 歳以上から 60 歳以上に拡大されます。

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

6. 納税環境整備等

(1) 更正の請求

#### 更正の請求期間の延長

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間(現行1年)が5年に延長され、併せて、課税庁が増額更正できる期間(現行3年のもの)が5年に延長され、これにより基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間が全て一致されることとなります。

ただし、贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間(現行1年)については6年に、法人税の欠損金に係る更正の請求期間(現行1年)については9年にそれぞれ延長され、脱税の場合の課税庁による増額更正期間(現行7年)は、現行どおり存置されます。

#### 更正の請求範囲の拡大

イ 当該申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置のうち一定のもの(受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除等)についてその要件が廃止され、更正の請求範囲が拡大されます。

ロ 控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置(受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除等)について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができることとされます。

この改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

#### (2) 税務調査手続き

税務調査を行う場合には、原則としてあらかじめ事前通知を行うこと、調査終了時には調査結果を簡潔に記載した税務署長等名の文書を交付するなどの手続きの明確化・法制化が図られます。